

市民生活における 個人情報保護Q&A

平成29年5月30日施行
改正法対応版

個人情報保護は保護と利用のバランスが大切です。



個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に施行されます。改正前は、5,000件を超える個人情報を取り扱う事業者等が法の対象でしたが、改正後は名簿等の取扱いがあれば、小規模団体（営利・非営利を問わない）でも個人情報保護法が適用されることとなります。

しかし、法が適用されるからといって、名簿を作成してはいけなわけではありません。個人情報の取扱いのルールの基本は、「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。過剰に反応してしまわないように、個人情報の取扱いについて正しく理解し、適正に保護するとともに上手に利用しましょう。

目次

- Q1 どのような情報が「個人情報」にあたるのですか。・・・ 1
- Q2 病歴や障害などといった個人情報を取り扱う際に、とくに気を付けるべき点はありませんか。・・・ 1
- Q3 改正法では、なぜ 5,000 件以下の個人情報しか取り扱わない小規模団体でも、個人情報保護法の義務の対象となったのですか。・・・ 2
- Q4 自宅にダイレクトメールが届いたり、営業電話がかかってきたりします。自分の個人情報をどうやって入手したのか不安です。これは違法ではありませんか。・・・ 2
- Q5 商品購入のため A 社に資料請求したところ、A 社と合併した B 社から資料が届きました。個人情報の取扱いとして問題はないのでしょうか。・・・ 3
- Q6 自治会町内会やサークル団体には個人情報保護法が適用されますか。・・・ 3
- 個人情報取扱事業者の主な義務等一覧・・・ 5
- Q7 自治会町内会で名簿などを作るときに注意することはありますか。・・・ 7
- Q8 町内会名簿を作成して会員に配付したいが、個人情報の提供に同意してもらえないケースがあります。どうしたらよいですか。・・・ 7
- Q9 作成した名簿の取扱いについて、具体的にどのようなことに気を付ければよいですか。・・・ 7
- Q10 第三者に個人情報を提供する場合は、記録を残す必要があるのですか。また、どのような形で記録を残せばよいのですか。・・・ 8
- Q11 名簿に載っている人から、自分の情報を訂正してほしいと言われた場合、どうしたらよいですか。・・・ 9
- Q12 イベント時の写真を掲示するときに全員の同意は必要ですか。・・・ 10
- Q13 災害に備えて高齢者などの情報を地域で共有しておきたいのですが。・・・ 11
- Q14 商店会などで防犯カメラを設置するにあたり、気をつけることはありますか。・・・ 11

Q15 採用試験で不採用となった人の「履歴書その他提出された書類」は、これまでど
おり返却しなくても違法にはなりませんか。・・・・・・・・・・・・・・・・13

Q16 取引先から「貴社の従業員に当社の新商品紹介のダイレクトメールを送りたいの
で、従業員の住所・氏名を教えてください」との依頼がありました。断りにくいの
ですがどうしたらよいでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・13

Q17 会社のホームページに従業員の氏名・顔写真を掲載したいのですが、どのよう
な点に注意すればよいでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・14

Q18 担任をしているクラスの生徒が大けがをし、意識不明になりました。病院に付き
添って行きましたが、生徒の保護者と連絡が取れません。医師から、治療に必要な
情報として生徒のアレルギーの有無などを尋ねられました。知り得る範囲のことを
答えてもよいのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・14

個人情報相談窓口のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・15

Q1. どのような情報が「個人情報」にあたるのですか。

A. 「特定の個人の情報」であることを認識できる情報です。

個人情報保護法に定める「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう、とされています。

具体的には、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、生活記録、写真、映像、思想、信条、宗教、病歴・障害、犯歴、意見などが個人情報となります。

その形態は、文書、図画、DVD等の記録媒体やパソコン上のデータに記録されたもののほか、会話や手話を用いて表したものもあたります。

また、個人識別符号（それだけで個人を識別できる符号）も個人情報です。具体例を挙げると、①顔認識データや指紋データ等の身体的特徴データ、②免許証番号、マイナンバー、パスポート番号等の、政令で列挙されたものが該当します。

Q2. 病歴や障害などといった個人情報を取り扱う際に、とくに気を付けるべき点がありますか。

A. 病歴や障害などといった個人情報は、法で「要配慮個人情報」とされており、本人の同意なく取得することはできません。

要配慮個人情報とは、個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴などの、不当な差別や偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものをいい、何が要配慮個人情報にあたるかは政令で定められています。

一般の個人情報と比較して取扱いに気を付けるべき点は、「要配慮個人情報を取得するには本人の同意が必要」という点です（一般の個人情報の場合、利用目的を公表したり本人に通知したりしていれば、取得の際に本人の同意までは必要ありません）。

ただし例外もあり、法令に定めのある場合や、生命・身体等の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難な場合等は、本人の同意がなくても要配慮個人情報を取得することができます。

<参考> 要配慮個人情報の一覧

- 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実
- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害
- 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（医師等）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（健康診断等）の結果
- 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

Q3. 改正法では、なぜ 5,000 件以下の個人情報しか取り扱わない小規模団体でも、個人情報保護法の義務の対象となったのですか。

A. 個人情報は、その量に関わらず、漏えいした場合に個人の権利利益が侵害されることには変わりがないということから、改正法では名簿等を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の義務の対象とされました。

Q4. 自宅にダイレクトメールが届いたり、営業電話がかかってきたりします。自分の個人情報をどうやって入手したのか不安です。これは違法ではありませんか。

A. 個人情報保護法のルールを守っていれば、適法に行うことができます。

個人情報保護法に従って個人情報を収集し、利用目的を通知又は公表していれば、営業電話やダイレクトメールも適法に行うことができます。

ただし、架空請求など悪質と思われるダイレクトメールや電話などの場合は、連絡を取ると、逆にさらなる個人情報や金品などを要求してくる場合がありますので、無視することが一番安全です。

なお、名簿業者など、名簿等の個人情報を第三者に提供している事業者には、個人情報の流通経路を明らかにする観点から、次のような義務等※が法で課せられています。

- ・ 個人情報を第三者に提供すること及び第三者に提供する情報の項目等について、国（個人情報保護委員会）に届け出る（届出をしている事業者名は、個人情報保護委員会のホームページで確認することができます）
- ・ 個人情報を第三者に提供したときは、法で定める事項の記録を作成し保存する
- ・ 個人情報を第三者から受領した場合は、法で定める事項の確認を行い、その記録を作成し保存する（確認をされた側が情報を偽った場合は、過料が科されます）
- ・ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用した場合は、罰則が科される

このため、自分の個人情報をどこから入手したのか知りたい場合は、事業者に対して、説明を求めてみましょう。なお、このことについて困るようなことがある場合は、巻末に掲載の国（個人情報保護委員会）や認定個人情報保護団体にご相談ください。

※…なお、改正個人情報保護法施行（平成 29 年 5 月 30 日）より前に行われた第三者提供・受領については、国への届け出や記録作成の義務はありません。

また、名簿業者の連絡先が、電話をかけてきた事業者からわかった場合には、名簿業者に連絡し、

これ以上他に提供しないよう申入れることができます。

ただし、広く市販されている電話帳（ハローページ）等を事業者がそのまま使用して電話をかけている場合は、保護法上の規制が及ばないことになっており、その場合は利用停止等を求めることはできません。

Q5. 商品購入のためA社に資料請求したところ、A社と合併したB社から資料が届きました。個人情報の取扱いとして問題はないのでしょうか。

A. 合併など事業承継に伴う提供は、個人情報の第三者提供に該当しません。

個人情報の第三者提供には、原則として本人同意が必要です。

しかし、合併など事業承継に伴う個人情報の提供は、本人の同意を必要とする第三者提供には該当しません。したがって、A社が個人情報を取得した際の利用目的の範囲内での利用であれば、B社が利用しても違法ではありません。

Q6. 自治会町内会やサークル団体には個人情報保護法が適用されますか。

A. 名簿等を事業に使用していれば、個人情報保護法が適用されます。

個人情報保護法では、個人情報データベース等^{※1}を事業^{※2}の用に供する者は、個人情報取扱事業者^{※3}として、法が適用されます。自治会町内会については、名簿を作成して継続的に自治会町内会活動を行っている団体がほとんどだと思われるため、個人情報保護法が適用される可能性が高いと考えられます。一方、趣味のサークル等については、その活動内容が「事業」といえるかどうか等によるため、ケースバイケースだと考えられます。

個人情報取扱事業者に該当する場合は、5～6ページに示した「個人情報取扱事業者の主な義務等一覧」を遵守する必要があります。

※1…個人情報データベース等とは、個人情報の集まりで、その中から特定の個人情報を検索できるように体系的に整理したものです。例としては、パソコン上で管理している名簿や、「紙」であっても五十音順に整理されているなど、特定の個人情報を検索することができるものは個人情報データベース等に含まれます。

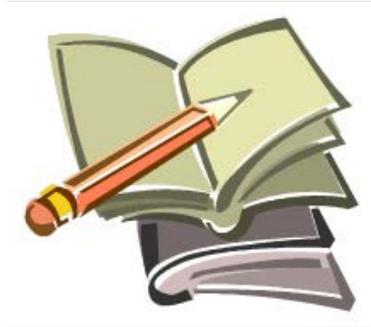
※2…事業とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない、とされています（法のガイドラインより）。このため、例えば個人的に所有している年賀状作成のための名簿などは、「事業」にはあたらないとされています。

※3…法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）や個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当します（法のガイドラインより）。

プライバシーの侵害に注意！

個人情報保護法が適用されない場合でも、次の①～③すべてに当てはまる情報をみだりに漏らした場合には、いわゆるプライバシー権の侵害として、民法上の不法行為責任や刑法上の名誉毀損罪に問われる場合があります。

- ① 個人の私生活に関する情報
- ② 一般の人に知られていない情報
- ③ 一般の人の感受性を基準にして通常公開を欲しないと考えられる情報



個人情報取扱事業者の主な義務等一覧

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベース等」（個人情報を含む情報の集合物であって、検索性のあるもので、電子データだけでなく紙も含まれます。不特定多数に販売されているものをそのまま使用する場合等は除きます。）を事業活動に利用している事業者です。営利・非営利を問わず、個人情報保護法の適用を受けます。

なお、次の規定は個人情報取扱事業者（の従業者等）にかかるものであるため、個人として取り扱う場合には、義務は課せられません。

※ 個人情報取扱事業者に該当しない場合も、法律の趣旨を踏まえた適切な取扱いが必要です。

★のついた項目は、平成 29 年 5 月 30 日施行の改正法で新たに義務化されたものです。

●利用目的の特定（第 15 条）

- 「個人情報」を取り扱うにあたっては、利用目的をできるかぎり特定しなければならない。
- 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

●目的外利用の禁止（第 16 条）

- あらかじめ本人の同意を得ないで、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて「個人情報」を取り扱ってはならない（法令に基づく場合など例外あり。詳細は次ページの※印を参照）。

●適正な取得（第 17 条）

- 偽りその他不正な手段により「個人情報」を取得してはならない。
- ★ あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報[☆]を取得してはならない（法令に基づく場合など例外あり^{次ページの※}）。
- ☆ 要配慮個人情報…本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴、犯罪被害を受けた事実その他の、差別・偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報。

●取得時の利用目的の通知等（第 18 条）

- 「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 「個人情報」を本人から直接書面等で取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。
- 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
（上記 3 規定には、本人又は第三者の権利利益等を害するおそれがある場合や、取得の状況からみて利用目的が明らかである場合等には通知・公表を行わなくてもよいとする例外あり。）

●データ内容の正確性の確保等（第 19 条）

- 利用目的の達成に必要な範囲内において、「個人データ」を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ★ 利用する必要がなくなった時は、当該「個人データ」を遅滞なく消去するよう努めなければならない。

●安全管理措置（第 20 条）

- 「個人データ」の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「個人データ」の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

●従業者・委託先の監督（第 21 条・第 22 条）

- 「個人データ」の安全管理が図られるよう、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（次ページに続く）

●第三者提供の制限（第23条）

- ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、「個人データ」を本人以外の者（第三者）に提供してはならない（法令に基づく場合など例外あり。詳細は下部※印を参照）。

●外国にある第三者への提供の制限（第24条）

- ★ 外国（日本と同等の水準にある個人情報保護制度を持つ国を除く）にある第三者に「個人データ」を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない（法令に基づく場合など例外あり*）。

●第三者提供に係る記録の作成等（第25条）

- ★ 「個人データ」を第三者に提供した時は、提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない（法令に基づく場合など例外あり*）。
- ★ 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）。

●第三者提供を受ける際の確認等（第26条）

- ★ 第三者から「個人データ」の提供を受けるに際しては、次の事項を確認しなければならない（法令に基づく場合など例外あり*）。
 - ★ 当該第三者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者名
 - ★ 当該個人データの取得の経緯
- ★ 当該確認を行ったときは、提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- ★ 当該記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない（原則3年）。

●利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等（第27条～第33条）

- ・ 保有個人データに関し、個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的、開示・訂正・利用停止等の手続、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）に置かななければならない。
- ・ 本人から、「保有個人データ」に係る、開示・訂正・利用停止等の請求を受けたときは、遅滞なく開示等の必要な対応を行わなければならない（開示することにより他の法令違反となる場合など例外あり）。

●苦情の処理（第35条）

- ・ 本人から苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- ・ 本人からの苦情を適切かつ迅速に処理するため、（苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定など）必要な体制の整備に努めなければならない。

●罰則（第83条）

- ★ 個人情報取扱事業者（法人等の場合は、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者（これらであった者を含む）が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製・加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用した時は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

※法令に基づく場合などの例外とは、次のものを指します（第16条、第23条第1項、第24条）。
なお、第17、25、26条については、次に示すもの以外にも例外がありますので、詳しくは法令を御確認ください。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

Q 7. 自治会町内会で名簿などを作るときに注意することはありますか。

A. 個人情報を集めるときに、

- ・あらかじめ利用目的を決めて本人に伝えること
 - ・第三者に渡すこと（名簿の配付）や渡す内容について同意を得ること
- の2つが大切です。

また、横浜市では、自治会町内会活動における個人情報の取扱方法についてのポイントや注意点を示した「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」を発行していますので、手引をご参考ください。

- 「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/kojinjouhou/20170315123439.html>

Q 8. 町内会名簿を作成して会員に配付したいが、個人情報の提供に同意してもらえないケースがあります。どうしたらよいですか。

A. 同意が得られない場合は、その方の情報を配付することはできませんが、町内会で利用目的を定めるなど、法の基準に従って取扱いルールを定めているため、安心して情報を提供していただきたい旨を説明するとよいでしょう。

近年、個人情報に対する意識の高まりから、配付用の名簿の掲載に同意が得られない場合もあります。

このため、①名簿掲載については、近隣の方同士が連絡を取れるようにしておくことで、火災発生時や行方不明者の捜索に役立つ可能性があること、また、②法改正により、法が示す基準に従って個人情報についての団体のルールをきちんと定めているため、安心して情報を提供いただきたいこと等を説明するとよいでしょう。

ただし、こうした趣旨を十分に説明しても、同意が得られない場合は、名簿に載せて配付することはできません。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの対応をしましょう。

なお、個人が、配付された名簿を名簿業者に提供しようとした場合には、名簿業者から、提供者の氏名等の確認を求められます。偽ってこれに答えた場合には、法により過料が科されます。

Q9. 作成した名簿の取扱いについて、具体的にどのようなことに気を付ければよいですか。

A. 次の具体例を参考に、各団体で適切に管理しましょう。

法第20条では、個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止等、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされています。

自治会町内会や個人商店などの中小規模事業者※が講じる具体的な管理の方法については、個人情報保護委員会が定めている「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」に例が記載されており、主なものを抜粋して要約すると次のような例があります。

＜講ずべき措置の例＞

- 個人情報の取得・利用等の基本的な取扱いを決めたルールをつくる。
- 秘密保持のルールをつくり、名簿を取り扱う人に研修を行う。
- 許可されている人だけが個人情報を閲覧・利用できるようにする。
- 漏えいや紛失を防ぐため、紙の名簿はカギのかかる引き出し等で保管する。
- パソコン上の名簿はパスワードを設定する。
- インターネットに接続されたパソコンで個人情報を取り扱う時は、ウイルス対策ソフトを入れる。
- 漏えいや紛失したときに誰に報告するかあらかじめ決めておく。 など

なお、上の例示は、すべてこの通りに行う必要はなく、各団体の状況に応じて、必要かつ適切な管理を行っていれば、これ以外の方法でも大丈夫です。（ガイドラインについては、個人情報保護委員会のホームページ（15ページにURLを記載しています）で確認することができます）。

※…取り扱っている個人情報の数が5,000人を超えず、従業員の数が100人以下の団体。これよりも規模の大きい事業者等は、より厳格な安全管理措置が求められます。

Q10. 第三者に個人情報を提供する場合は、記録を残す必要があるのですか。また、どのような形で記録を残せばよいのですか。

A. 名簿等に記載されている個人情報を第三者に提供したり、第三者から受領する場合は、提供記録・受領記録を残す必要があります。ただし、記録義務が免除される場合もあります。

法第25・26条では、名簿等に記載された個人情報を第三者に提供したときや、第三者から受領したときは、法で定められた事項に関する記録を作成し、原則3年保存しなければならないこととなっています。なお、記録方法は、紙やデータで保存しておくことが考えられます。

提供者・受領者が記録しなければならない事項は、次の通りです。

	提供する場合 (本人の同意による場合※)	受領する場合(本人の同意による提供の場合※)
(提供先・元の) 第三者の氏名等	○	○
(提供の対象となる) 本人の氏名等	○	○
個人情報の項目	○	○
本人の同意があること	○	○ (ただし、一般の個人から受け取る場合は不要)

※ これ以外の場合については、個人情報保護委員会の「個人情報保護法ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」をご確認ください（15 ページに個人情報保護委員会のURLを記載しています）。

ただし例外もあり、以下のような場合には記録を作成しなくてもよいこととなっています。

＜参考＞第三者提供・受領の記録義務が免除される場合の主な例

- ・個人情報データベース等（3 ページ Q6 ※1）に入っていない個人情報を提供・受領する場合
- ・県、市役所、区役所など行政機関との提供・受領を行う場合
- ・法令に基づく提供・受領の場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- ・個人情報の取扱いを委託する場合（宅配業者など）

このほか、法の解釈によって記録義務が免除される例もありますので、詳細については、「個人情報保護法ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」をご確認ください。

Q11. 名簿に載っている人から、自分の情報を訂正してほしいと言われた場合、どうしたらよいですか。

A. 個人情報 ※の内容について開示・訂正・利用停止等の請求を求められた場合、対応する必要があります。

個人情報取扱事業者は、本人から、個人情報 ※の開示・訂正・利用停止等の請求を求められた場合、保護法にのっとり次のとおり対応する必要があります。

●開示を請求された場合

原則として遅滞なく開示する必要があります。ただし、開示を行うことによって、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、開示を行うことで他の法令に違反することとなる場合等、開示しないことができる場合もあります。

●訂正、追加又は削除を請求された場合

遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、個人情報の内容の訂正等を行う必要があります。

●利用停止又は消去を求められた場合

その個人情報、第 16 条(利用目的による制限)又は第 17 条(適正な取得)に違反して取り扱われているという理由で利用停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反是正のために必要な限度で、原則として遅滞なく利用停止等を行う必要があります。

※…開示等の請求の対象となる個人情報は、個人情報データベース等(3ページ)に載っている個人情報であり、かつ6か月以上保有する(予定の)個人情報です。

Q12. イベント時の写真を掲示するときには全員の同意は必要ですか。

A. 事前の案内をするときに告知しておきましょう。

お祭りなどの各種イベント時に写真を撮り、後日集会所、会報、ホームページなどに掲載する場合があります。写真に写っている個人の顔も個人情報に該当しますので、取扱いには一定の注意が必要です。

個人情報保護法では、画像等の個人情報をホームページへの掲載など第三者に提供する場合について、第三者に提供するということも含めて利用目的をあらかじめ公表するか、本人に通知していれば、適法に行うことができます(明確に本人の同意を得ることまでは求められていません)。

したがって、撮影や掲載を行うかどうかイベント計画時に決めておき、イベントを告知する際やイベント会場で、次のような注意書きを付けて周知しておくことが必要です。ビデオ録画についても、撮影を行う旨は事前に告知しておくようにしましょう。

当日(本日)は写真(ビデオ)撮影を行います。撮影したものは、〇〇のかたちで公開される予定です。

ただし、広くホームページに載せる場合などは、プライバシーへの配慮という観点から、掲載の有無について希望を確認する機会を設けたり、遠景とするなどの対応を行うことが望ましいです。具体的には、次のような注意書きもあわせて周知しておくとうよいでしょう。

掲載を希望されない方は事前・事後に関わらずご連絡ください。(ただし会報の場合は掲載後の削除の申出には応じることができませんので、事前にご連絡をお願いいたします。)

なお、個人的に撮影し、個人で利用する場合には、周りの人が写ってしまったとしても、公序良俗に反しない限り問題ありません。

Q13. 災害に備えて高齢者などの情報を地域で共有しておきたいのですが。

A. 悪用される危険性が高い情報なので、特に厳重に管理することが必要です。

緊急の場合に備えてひとり暮らしの高齢者の連絡先などを地域で共有することは、災害時に迅速な支援を行うために効果的ですが、一方でこのような情報は、病歴や障害等の情報が含まれている場合、1ページに示した要配慮個人情報に該当します。その場合は、本人の同意なく収集・提供す

ることは原則としてできません。

また、これらの情報は、他の情報に比べて、詐欺や空き巣などの犯罪に悪用される危険性が高いので、**情報を利用できる人を必要最小限にし、それ以外の人を利用できないよう特に厳重に管理する必要がある**。

なお、要配慮個人情報であっても、事故や災害が起こったとき、被害者の家族等への連絡、その他被害者の生命、身体、財産等を保護するため必要であって、本人の同意を得ることが難しいときは、本人の同意を得ずとも個人情報の利用、提供は可能です。

また、要配慮個人情報を取得したい場合で、本人が病気や寝たきり等の状態であり、直接本人と話をすることができず、ご家族が代わって回答する場合は、ご家族に「ご本人もその意向について同じ気持ちでいらっしゃいますか」と確認したうえで取得するなどといった対応が考えられます。

Q14. 商店会などで防犯カメラを設置するにあたり、気をつけることはありますか。

A. カメラ設置の必要性、利用の目的・範囲、管理方法等について、設置する地域の皆様の意見をお聞きすることが望ましいと思われます。

防犯カメラについては有用性が認識されている一方で、個人情報やプライバシー侵害等の面で不安を感じる人もいます。法律の趣旨を踏まえ、カメラ設置の必要性、利用の目的・範囲、管理方法等について、商店会・自治会町内会・管理組合など設置する地域の皆様の意見をお聞きし、可能な範囲で周知することが望ましいと思われま

す。なお、横浜市では「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定していますので、参考にしてください（12 ページ）。

- 「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/bouhan/kamera/>



横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（抜粋）

※「1 目的」「2 定義」「9 苦情等の処理」「10 運用基準の策定」「11 その他」は省略

3 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラを設置及び運用するにあたって、その適切な管理を図るため管理責任者を指定するものとする。

4 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域を必要な範囲に限定するよう努めるものとする。

5 防犯カメラの設置の表示

防犯カメラを設置するにあたっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示する。

6 画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

（1）防犯カメラ等の操作担当者の指定

防犯カメラ設置者は、必要であると判断する場合は、防犯カメラ及びそのモニター又は録画装置の操作を行う担当者を指定するものとする。その場合、管理責任者及び指定された担当者以外の操作を禁止する。

（2）画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は短期間とするものとし、おおむね1箇月以内で必要な保存期間を決め、不必要な画像データの保存は行わない。

（3）画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や操作担当者等の関係者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に管理し、「8」に定める場合を除き、画像の複写及び加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

（4）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

7 目的外の利用の禁止

防犯カメラの管理責任者等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、利用してはならない。

8 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データの提供に当たっては文書による依頼を必要とする。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りでない。

- （1）法令の定めがあるとき。
- （2）本人の同意があるとき。
- （3）人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （4）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- （5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

Q15. 採用試験で不採用となった人の「履歴書その他提出された書類」は、これまでどおり返却しなくても違法にはなりませんか。

A. 「返却しないこと」は違法ではありません。ただし、トラブルを避けるために「履歴書その他提出された書類は返却しない旨」をあらかじめ明示しておきましょう。また、保管・管理は適正に行い、不要となった際には速やかに適正な方法で廃棄しましょう。

不採用となった人の履歴書を、利用目的の範囲内で保有することは違法ではありません。個人情報保護法では、取得した個人情報の取扱いについて定めていますが、返却については定めていません。なお、採用試験のための履歴書等の取得は、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（法第18条第4項第4号）」に該当するため、利用目的の明示はしなくてもかまいません。

Q16. 取引先から「貴社の従業員に当社の新商品紹介のダイレクトメールを送りたいので、従業員の住所・氏名を教えてほしい」との依頼がありました。断りにくいのですがどうしたらよいでしょうか。

A. 従業員の個人情報も顧客等の個人情報と同様に、個人情報保護法に従って適切に取り扱うことが必要です。利用目的外に利用したり、第三者に提供したりする場合は、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。

従業員の個人情報は、事業遂行のために取得されたものであり、事業目的のために社会通念上合理性があると認められる範囲内で利用すべき個人情報です。

したがって、本事例のように、取引先の営業活動に利用する場合は、利用目的外の利用・第三者提供となりますので、あらかじめ本人の同意を得ることが必要となり、あわせて提供記録を残すことが必要となります。また、同意が得られた場合でも、提供する情報は、住所・氏名などできるだけ基本的な必要最低限の情報に限定することが望ましいでしょう。

なお、雇用関係において事業者が優越的な立場にある場合、事実上同意を強制してしまうことが起こりがちですので、そのようなことのないように留意する必要があります。

Q17. 会社のホームページに従業員の氏名・顔写真を掲載したいのですが、どのような点に注意すればよいでしょうか。

A. ホームページへの掲載は、個人情報の第三者提供となりますので、あらかじめ本人の同意を得ることが必要です。また、個人情報をホームページに掲載することが本当に必要なかどうか、慎重に判断するようにしましょう。

ホームページに従業員の顔写真等を掲載することは、顧客が親近感・安心感を持ったり、信頼度が高まるなどの効果が期待できます。

しかし、インターネットは世界中の人が自由に見ることができ、一度掲載した情報を取得した人から回収することは、ほぼ不可能といえます。中にはインターネットで取得した情報を悪用して嫌がらせ等の行為をする人もいるため、本当に個人情報をホームページへ掲載することが必要なかどうか、慎重に判断しましょう。

Q18. 担任をしているクラスの生徒が大けがをし、意識不明になりました。病院に付き添って行きましたが、生徒の保護者と連絡が取れません。

医師から、治療に必要な情報として生徒のアレルギーの有無などを尋ねられました。知り得る範囲のことを答えてもよいのでしょうか。

A. 「人の生命、身体の保護に必要な場合」は、本人の同意が得られないときであっても、必要な範囲で情報提供することができます。

個人情報は法に定められた場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することは禁止されています。また、病歴は要配慮個人情報に該当します。

しかし、本事例のように、適切な治療を受けるために必要な情報の提供を医師に求められており、生徒本人からも、親権者である保護者からも同意を得ることができない場合は、「人の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第23条第1項第2号）」にあたると考えられます。したがって、担任教師は生徒の健康情報を必要な範囲で医師に提供することができます。なお、生徒の保護者と連絡が取れ次第、その旨をお知らせすることが大切です。

個人情報相談窓口のご案内

●民間事業者の個人情報の取扱いに疑問があるとき

それぞれの民間事業者の相談窓口にお問い合わせください。

窓口がない場合・回答に疑問がある場合などは、下記の窓口に相談してください。

●横浜市・神奈川県・国の行政機関等の個人情報の取扱いに疑問があるとき

それぞれが定めている条例・法律が適用されます。下記の窓口に相談してください。

相 談 窓 口	
横浜市 (市民局市民情報課)	電話 045-671-4321 FAX 045-664-7201 受付時間 〔平日〕8:45~12:00、13:00~17:00 ※土日祝日・年末年始除く 所在地 横浜市中区港町1-1 Eメール sh-kojin@city.yokohama.jp ホームページ http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/
神奈川県 (県民局くらし県民部 情報公開広聴課 個人情報保護グループ)	電話 045-210-3720 受付時間 〔平日〕8:30~17:15 所在地 横浜市中区日本大通1
神奈川行政評価事務所 情報公開・個人情報保護 総合案内所	電話・FAX 045-228-1308 受付時間 〔平日〕9:00~17:00 所在地 横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎3階 ○国の行政機関・独立行政法人等の情報公開、個人情報保護についての案内を行っています。
認定個人情報保護団体	○対象事業分野の民間事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談などを行う、国が認定した団体です。 ○認定個人情報保護団体の一覧は、次の個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。 http://www.ppc.go.jp/personal/contact/
個人情報保護委員会 個人情報保護法 相談ダイヤル	電話 03-6457-9849 受付時間 〔平日〕9:30~17:30 ○個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。 ○個人情報保護委員会ホームページ http://www.ppc.go.jp/

発行：横浜市市民局市民情報課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3883 FAX 045-664-7201

（平成22年7月発行 / 平成29年5月改訂）